

婚姻届を提出された方へ

婚姻届に伴う手続き一覧です。あてはまる手続きをご確認ください。詳しくはお問い合わせ先までお願いします。

長野市くらしの手続きガイド
質問に答えるだけで、必要な手続きを調べることができます。
<https://ttzk.graffer.jp/city-nagano/marriage>



20260901

◆一般的な手続き

区分	あてはまる方はいますか？	チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・○持ち物	お問い合わせ先
一般的な手続き	住所の異動（転入、転居などの住所変更）がある。		住所の異動（転入、転居などの住所変更）がある方で住民異動届を提出していない場合は、市役所総合窓口または支所で届出が必要です。	◎住民異動届 ○本人確認書類 ○転出証明書（長野市に転入する方）	市民窓口課 第一庁舎 2 階 224-7949
	印鑑登録をしている。		氏名の変更等により、登録している印が住民票の氏名を表さなくなった場合は、印鑑登録は消除されます。変更後の氏名を表す印鑑での登録が必要です。	◎住民票・戸籍関係申請書/印鑑関係申請書 ○本人確認書類 ○登録印	市民窓口課 第一庁舎 2 階 224-7238
	通知カードを持っている。 （マイナンバーカードを持っていない）		氏名や住所の変更により、通知カードは原則使用できなくなりますので、マイナンバーカードの申請を希望する場合は、お問い合わせください。	○通知カード ○本人確認書類	マイナンバー課 TOiGO WEST 2 階 232-3600
	マイナンバーカードを持っている。		氏名や住所に変更があった場合、変更手続きが必要です。 なお、氏名や住所の変更により署名用電子証明書は失効しますので、利用を希望する場合は改めて発行申請をしてください。手続きの際は、暗証番号の入力が必要です。本人以外が手続きする場合はお問い合わせください。	◎個人番号カード券面記載事項変更届 ○マイナンバーカード	マイナンバー課 TOiGO WEST 2 階 232-3600
	マイナンバーカードを申請している。		発行状況をお問い合わせください。		マイナンバー課 TOiGO WEST 2 階 232-3600
	住民基本台帳カードを持っている。		氏名や住所に変更があった場合、変更手続きが必要です。手続きの際は、暗証番号の入力が必要です。本人以外が手続きする場合はお問い合わせください。 なお、氏名や住所の変更により電子証明書は失効しますので、電子証明書が必要な場合はマイナンバーカードを申請してください。	◎住民基本台帳カード届出書 ○住民基本台帳カード	マイナンバー課 TOiGO WEST 2 階 232-3600

◆保険・年金に関する手続き

区分	あてはまる方はいますか？	チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・○持ち物	お問い合わせ先
保 険	国民健康保険に加入している。		既に国民健康保険に加入されている方で、引き続き加入の方は、手続きの必要はありません。住所・氏名・世帯主が変更になった場合は、新しい資格確認書または資格情報のお知らせを郵送します。また、世帯主が変わった場合は、変更前の世帯主と変更後の世帯主あてに、それぞれ保険料の納額通知書を送付します。 限度額適用認定証をお持ちの方は申請が必要になりますので、お申し出ください。	◎限度額適用認定申請書 ○国民健康保険資格確認書等	国保・高齢者医療課 第一庁舎 2 階 224-5025
	社会保険等を離脱して国民健康保険に加入する。		新規資格取得のための手続きが必要です。	◎資格取得届 ○健康保険離脱証明書または資格喪失証明など ○本人確認書類 ○マイナンバーカード等	国保・高齢者医療課 第一庁舎 2 階 224-5025
	後期高齢者医療保険加入者である。		手続きの必要はありません。 氏名や住所に変更があった場合は後日通知及び資格確認書または資格情報のお知らせが郵送で届きます。		国保・高齢者医療課 高齢者医療担当 第一庁舎 2 階
	介護保険被保険者証を持っている。		氏名や住所に変更があった場合は介護保険被保険者証の住所・氏名変更の手続きが必要です。	○介護保険被保険者証	介護保険課 第二庁舎 1 階 224-7991
年 金	公的年金を受給している。		手続きが必要な場合があります。 国民年金のみ受給の方は、国民年金室 厚生年金、または厚生年金と国民年金の両方を受給の方は年金事務所 共済年金受給の方は各共済組合へお問い合わせください。		市役所国民年金室 第一庁舎 2 階 224-5026 長野南年金事務所 227-1284 長野北年金事務所 244-4100 各共済組合

◆子ども・子育てに関する手続き

区分	あてはまる方はいますか？	チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・○持ち物	お問い合わせ先
子ども・子育て	児童手当の受給者を変更したい。		受給者を変更する場合には受給者変更の手続きが必要です。	◎児童手当認定請求書 ○請求者名義の口座情報が分かるもの	子育て給付課 第二庁舎 2 階 224-5031
	18歳未満の児童の父または母である。		【既に児童扶養手当を受給している方】 受給資格喪失の手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。	子育て家庭福祉課にお問い合わせください。	子育て給付課 第二庁舎 2 階 224-5031
	ひとり親資格を持っている。		【福祉医療費】 資格喪失・資格変更等、届け出が必要となります。詳しくはお問い合わせください。	◎受給資格者等変更届 ◎福祉医療費給付金受給資格者証交付申請書 ○健康保険情報がわかるもの（マイナ保険証、資格確認書等）○通帳 ○本人確認書類	福祉政策課 第二庁舎 2 階 224-7829
	保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所を利用している子どもがいる。		氏名や住所に変更があった場合は給付認定の変更手続きが必要です。氏名や住所に変更がない場合も保育料が変わる場合や相手の方の保育を必要とする要件書類の提出が必要ですので、登園されている保育園等にお申し出下さい。	◎給付認定変更申請書 ○就労証明書などの保育を必要とする要件書類 ○口座振替依頼書（保育料等の振替口座を変更する場合）○マイナンバーカード等	各保育園等 保育・幼稚園課 第二庁舎 2 階 224-8031
	小学校、中学校に通っている子どもがいる。		氏名や住所に変更があった場合は学校指定書（新入学の場合は入学通知書）をお渡ししますので、学校へ提出して下さい。	◎学校指定書	学校教育課 第一庁舎 4 階 224-5063

◆福祉に関する手続き

区分	あてはまる方はいますか？	チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・○持ち物	お問い合わせ先
福祉	身体障害者手帳を持っている。		氏名や住所に変更があった場合は手続きが必要です。	◎身体障害者居住地（氏名）変更届 ○身体障害者手帳 ○マイナンバーカード等	障害福祉課 第二庁舎 1 階 224-5030
	療育手帳を持っている。		氏名や住所に変更があった場合は手続きが必要です。 （障害福祉課、篠ノ井分室、豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所のみ）	◎療育手帳記載事項変更届 ○療育手帳 ○マイナンバーカード等	
	精神保健福祉手帳を持っている。		氏名や住所に変更があった場合は手続きが必要です。 （障害福祉課、篠ノ井分室、長野市保健所健康課、各保健センター、信州新町・中条支所のみ）	◎障害者手帳記載事項変更届 ○精神保健福祉手帳	
	自立支援医療（精神通院）受給者証を持っている。		氏名や住所に変更があった場合は手続きが必要です。 （障害福祉課、篠ノ井分室、長野市保健所健康課、各保健センター、信州新町・中条支所のみ）	◎自立支援医療受給者証等記載事項変更届 ○自立支援医療受給者証	
福祉	特別児童扶養手当を受給している。		受給者を変更する場合は資格喪失、新規申請の手続きが必要です。 （障害福祉課、篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七代会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所のみ）	◎県様式第2号（喪失届） ◎県様式第1号（新規認定申請） ○身体障害者手帳、療育手帳 ○戸籍謄本（対象児童及び認定請求者分が記載されているもので発行日1か月以内のもの ○振込先口座申出書 ○認定請求者名義の通帳 ○マイナンバーカード等	障害福祉課 第二庁舎 1 階 224-5030
	障害児福祉手当を受給している。 （障害福祉課、篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七代会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所のみ）		受給者が障害児本人のため、障害児童の氏が変わった場合は氏の変更届が必要です。 （障害福祉課、篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七代会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所のみ）	◎様式第9号 障害児福祉手当（氏名）変更届 ○障害児童名義の通帳（氏の変更が済んだもの） ○身体障害者手帳、療育手帳（氏の変更が済んだもの）	

裏面もご覧ください。

区分	あてはまる方はいますか？	チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・○持ち物	お問い合わせ先
福祉	重度心身障害児福祉年金を受給している子どもがいる。		受給者を変更する場合は資格喪失、新規申請の手続きが必要です。 (障害福祉課、篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所のみ)	◎様式第2号(第4条関係)喪失届 ◎様式第1号(第2条関係)資格認定申請書 ○申請者(保護者)名義の通帳 ○身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当の証書	障害福祉課 第二庁舎1階 224-5030
	障害福祉サービスを受けている。		氏名、住所、世帯の収入状況に変更があった場合は手続きが必要です。 (障害福祉課、篠ノ井分室のみ)	◎障害福祉サービス等支給申請書 ◎申請内容変更申出書 ○受給者証	
	福祉医療費受給者証を持っている。		氏名・住所・口座名義・健康保険に変更があった場合は手続きが必要です。	◎受給資格者等変更届 ○福祉医療費受給者証 ○健康保険情報がわかるもの(マイナ保険証、資格確認書等)	福祉政策課 第二庁舎2階 224-7829
	障害年金を受給している。		手続きが必要な場合があります。 障害基礎年金を受給の方は、国民年金室 障害厚生年金を受給の方は年金事務所 障害共済年金を受給の方は各共済組合へお問い合わせください。		市役所国民年金室 第一庁舎2階 224-5026 長野南年金事務所 227-1284 長野北年金事務所 244-4100 各共済組合



長野市

〒380-8512
長野市大字鶴賀緑町1613番地
電話(代表) 026-226-4911

開庁時間 午前9時00分 から 午後4時30分
※土・日・祝日・年末年始(12/29から1/3)は休日
毎月第二日曜日に、市役所第一庁舎2階一部窓口を開庁しています。



長野市公式
ホームページ



長野市
公式SNS

